

社会福祉法人三原市社会福祉協議会 次世代法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月31日までの 5年間

2. 内 容

目標1：令和 2年 4月から、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを継続実施する。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 行動計画の継続実施
- 令和 2年 10月～ 社内管理者会議での、所定外労働の現状把握と協議

